

平成29年度予算・税制改正について

平成29年1月25日
麻生議員提出資料

平成29年度予算のポイント

「経済・財政再生計画」2年目の予算として、**経済再生と財政健全化の両立**を実現する予算

経済再生

- 誰もが活躍できる一億総活躍社会を実現し、成長と分配の好循環を強化。
保育士・介護人材等の処遇改善、待機児童解消加速化プランに沿った保育の受け皿拡大、年金の受給資格期間の短縮、育児休業制度の拡充、雇用保険料の軽減、給付型奨学金の創設等
- 経済再生に直結する取組を推進。
官民一体となつての日本経済の成長力を高めるような施策への重点配分、科学技術振興費の伸長、第4次産業革命の推進、公共事業関係費の成長分野への重点化等
- 働き方改革を推進。
賃金アップを図る企業への助成、勤務間インターバルを導入する中小企業への支援、非正規労働者の正社員転換や待遇改善に取り組む企業の支援等

財政健全化

- 一般歳出の伸びについて、2年連続して「経済・財政再生計画」の「目安」を達成（+5,300億円）。
- 社会保障の持続可能性を確保するために、社会保障関係費の伸びも「目安」に沿って抑制（+5,000億円）。
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化などの観点から、高額療養費/高額介護サービス費の見直し、後期高齢者医療の保険料軽減特例の見直し、介護納付金の総報酬割の導入などの改革を推進。
- 国債発行額（34.4兆円）を引き続き縮減（前年度から▲622億円）。

平成29年度予算フレーム

(単位:億円)

	28年度予算 (当初)	29年度予算		備 考
			28'→29'	
(歳入)				
税 収	576,040	577,120	1,080	
そ の 他 収 入	46,858	53,729	6,871	
公 債 金	344,320	343,698	△622	○ 公債依存度 35.3%程度(28年度当初 35.6%)
うち4条公債(建設公債)	60,500	60,970	470	
うち特例公債(赤字公債)	283,820	282,728	△1,092	
計	967,218	974,547	7,329	
(歳出)				
国 債 費	236,121	235,285	△836	
一 般 歳 出	578,286	583,591	5,305	
地 方 交 付 税 交 付 金 等	152,811	155,671	2,860	
計	967,218	974,547	7,329	

平成29年度予算の特徴(各歳出分野の特徴)

社会保障

- 社会保障関係費の伸びを、「経済・財政再生計画」の「目安」に沿って抑制（+5,000億円）。
- 「改革工程表」等に沿って、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化などの観点から、医療・介護制度改革（高額療養費/高額介護サービス費の見直し、後期高齢者の保険料軽減特例の見直し、介護納付金の総報酬割の導入など）を実行。
- 財源を確保し、保育の受け皿拡大、年金受給資格期間の短縮、国保・被用者保険に対する財政支援の拡充等の社会保障の充実を実施。

公共事業

- 公共事業関係費については安定的な確保（5兆9,763億円）を行い、その中で、①豪雨・台風災害等を踏まえた防災・減災対策、②民間投資を誘発し、日本の成長力を高める事業などへの重点化を推進。
- 国庫債務負担行為の活用により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性を向上（2か年国債を倍増、ゼロ国債の設定）。

農林水産

- 農林水産業の輸出力強化、農業の経営力・人材力の強化（農業経営塾の開講、経済界の人材活用）等により、農林水産業の成長産業化を推進。
- 農地の大区画化や高収益作物への営農転換を促進するため、土地改良関係事業（農業農村整備事業関係予算）を拡充。
- 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を一層加速化。

外交・防衛

- 「地球儀を俯瞰する外交」を推進する観点から、一般会計全体のODA予算について2年連続となる増額を確保（+0.1%の5,527億円）。
- 難民対策などグローバルな課題に貢献するほか、テロ等を踏まえた邦人の安全対策や戦略的対外発信の取組みを強化。
- 南西方面等の海空域の安全確保等に重点化。中期防対象経費について+0.8%を確保。防衛関係費全体としては+1.4%の5兆1,251億円。
- 中期防衛力整備計画の「5年間で調達効率化7,000億円」に向け、原価の精査などを通じて装備品単価低減等を実現（▲2,000億円程度）。

教育

- 発達障害を持つ児童生徒や外国人児童生徒の急増といった学校現場で起きている課題に安定的に対応するため、「通級指導」や「日本語指導」に係る教員を児童生徒数に応じて措置される「基礎定数」に移行。
- 国立大学法人運営費交付金等について、教育研究基盤の安定のために前年度同水準を確保。授業料免除枠を拡充。

復興

- 復興のステージに応じ、原子力災害被災地域の復興・再生や、福島農業再生、人材確保策など産業・生業（なりわい）の再生を推進。

地方創生

- 地方の自主的かつ先駆的な取組みを支援する「地方創生推進交付金」について引き続き措置。

地方財政

- 歳出特別枠を削減・合理化（地域経済基盤強化・雇用等対策費：0.45兆円→0.2兆円）する一方、地方の一般財源総額を適切に確保するため、地方交付税交付金等を増額（15.3兆円→15.6兆円）。臨時財政対策債の増加幅は+0.3兆円に抑制（3.8兆円→4.0兆円）。

平成29年度 政府税制改正大綱の概要

1. 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革

- 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し
 - 配偶者控除等(38万円)における配偶者の収入の上限を、103万円から150万円に引上げ。

2. デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置

- 競争力強化のための研究開発税制の見直し
 - 研究開発投資の増加インセンティブを強化するとともに、「第4次産業革命型」サービス開発を対象に追加。
- 賃上げを促すための所得拡大促進税制の見直し
 - 高い賃上げを行う企業への支援を拡充し、賃上げインセンティブを更に強化。

3. ローカルアベノミクスの推進

- 中堅・中小事業者の支援
 - 地域経済を牽引する企業向けの設備投資促進税制を創設するとともに、中小企業向けの設備投資促進税制を拡充。
- 酒税改革
 - 酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、ビール系飲料や醸造酒類の税率格差の解消、ビールの定義拡大。

4. 経済活動の国際化・ICT化への対応と租税回避の効果的な抑制

- 国際課税に関する制度の見直し
 - 「外国子会社合算税制」について、租税回避リスクを外国子会社の外形(税負担率)ではなく、個々の活動内容(所得の種類等)により把握する仕組みへ見直し。企業の事務負担に配慮。

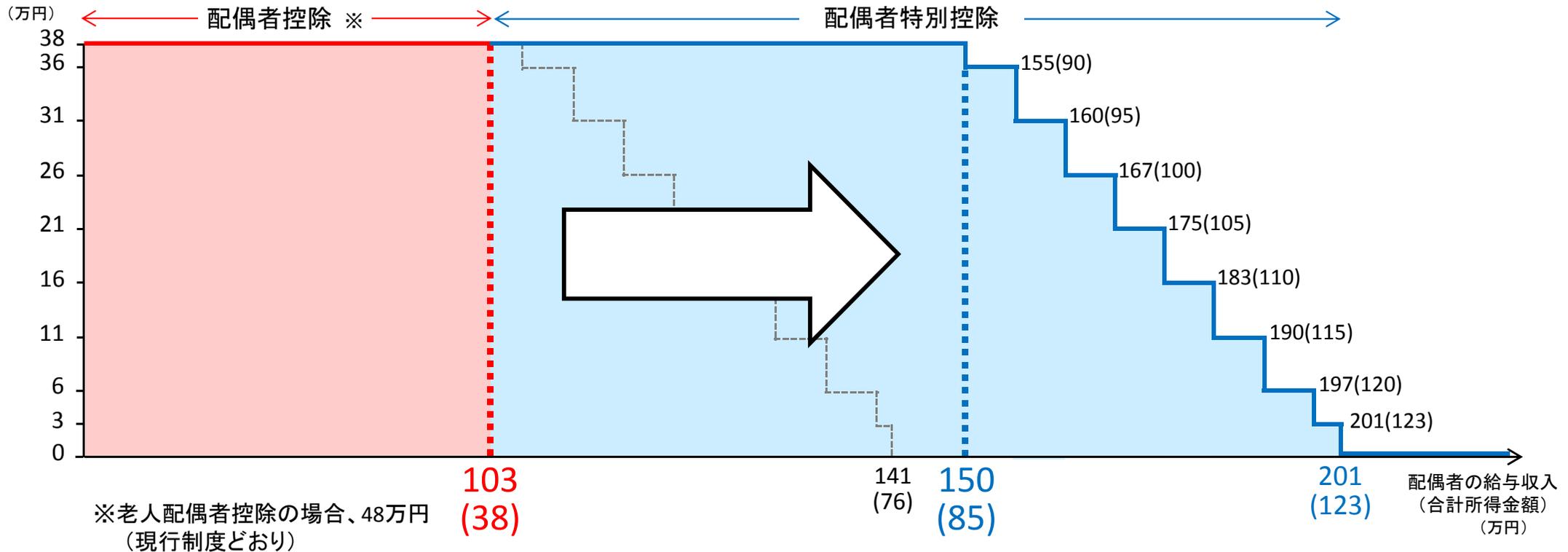
配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて(案)

29改正案

○ 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合(合計所得金額が900万円以下の場合)

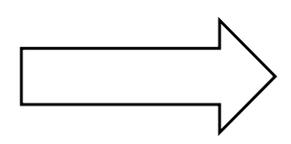
〔平成30年分以後の
所得税について適用〕

納税者本人の
受ける控除額



納税者本人の
所得制限

見直し前:なし
(配偶者特別控除は、給与1,220万円
(合計所得金額1,000万円)で消失)



見直し後:
給与**1,120万円**(合計所得金額900万円)から逡減開始し、
給与**1,220万円**(合計所得金額1,000万円)で消失

(注) 納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,120万円(900万円)超1,220万円(1,000万円)以下の場合でも控除が受けられることとし、控除額が逡減・消失する仕組みとする。具体的には、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,120万円(900万円)以下の場合の「控除額」を、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①1,120~1,170万円(900~950万円)の場合には、その控除額の2/3、②1,170~1,220万円(950~1,000万円)の場合には、その控除額の1/3とし、③1,220万円(1,000万円)を超える場合には消失することとする。(控除額は1万円未満切上げ)

民間における家族手当の支給状況について

(人事院「平成28年職種別民間給与実態調査」により作成)

① 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する				配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
	配偶者の手当を見直し予定がある	配偶者の手当を状況の変化によっては見直しを検討	配偶者の手当を見直し予定がない			
76.8%	(87.0%)	[9.1%]	[13.3%]	[77.6%]	(13.0%)	23.2%

(注1) ()内は、家族手当制度がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

(注2) []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

② 配偶者の収入による制限の状況

配偶者の収入による制限がある	収入制限の額			配偶者の収入による制限がない
	130万円	103万円	その他	
[85.4%]	<29.5%>	<65.9%>	<4.6%>	[14.6%]

(注1) []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

(注2) < >内は、配偶者の収入による制限がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

③ 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,024円
配偶者と子1人	20,094円
配偶者と子2人	25,593円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

所得拡大促進税制の見直し

	現 行	改正案
大企業	<p>【要件】</p> <p>① 給与等支給総額：平成24年度から一定割合以上増加 ② 給与等支給総額：前事業年度以上 ③ 平均給与等支給額：前事業年度を上回る</p> <p>【税額控除】</p> <p>・ 給与等支給総額の24年度からの増加額の<u>10%</u></p> <p>≪要件①の増加要件割合≫</p> <p>H24 H25 H26 H27 H28 H29</p>	<p>【要件】</p> <p>①・② 変更なし ③ 平均給与等支給額：前年度比<u>2%以上増の要件に変更</u></p> <p>【税額控除】</p> <p>・ 給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除に加え、<u>前年度からの増加額について、2%の税額控除を上乗せ</u> →合計<u>12%</u></p> <p>H24 H25 H26 H27 H28 H29</p>
中小企業	<p>【要件】</p> <p>①～③ 同上 ※ 但し①の増加割合は以下の通り。</p> <p>【税額控除】</p> <p>・ 給与等支給総額の24年度からの増加額の<u>10%</u></p> <p>≪要件①の増加要件割合≫</p> <p>H24 H25 H26 H27 H28 H29</p>	<p>【要件】</p> <p>①～③ 変更なし</p> <p>【税額控除】</p> <p>・ 給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除に加え、<u>平均給与等支給額が前年度比2%以上増の場合は、給与等支給総額の前年度からの増加額について、12%の税額控除を上乗せ</u> →合計<u>22%</u></p> <p>H24 H25 H26 H27 H28 H29</p>